

泉佐野市男女共同参画推進条例（仮称）骨子（修正案）

前文

第1条	目的
第2条	定義
第3条	基本理念
第4条	市の責務
第5条	市民、市民団体及び教育関係者の責務
第6条	事業者の責務
第7条	性別による差別的取扱い等の禁止
第8条	公衆に表示する情報に関する留意
第9条	推進計画の策定等
第10条	施策の策定に当たっての配慮
第11条	拠点施設の整備
第12条	広報活動等
第13条	調査研究
第14条	活動等への支援
第15条	意見、提案等の申出
第16条	積極的格差改善措置
第17条	相談及び支援
第18条	委任

附則

条文（前文）

我が国においては、個人の尊重と法の^{もと}下の平等という日本国憲法の基本理念を踏まえ、国際社会の動きと連動して男女平等の実現に向けた様々な取組を進め、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）を制定しました。

泉佐野市においても、全ての市民が、個人の能力と個性を十分に発揮できるよう、市民協働型事業の実施をはじめ、各種の施策に取り組んできたところです。

しかしながら、性別により役割を決めてしまう考え方や社会習慣、配偶者による暴力など、課題も多く存在しています。

一方、少子高齢化や高度情報化の進展等、社会情勢の大きな変化に伴い、全ての市民の人権が尊重され、市民の誰もが安全で、安心して、生き生きと豊かに暮らすことができる男女共同参画社会の実現が求められます。

こうした状況を踏まえ、男女が互いに支え合いながら、市民をはじめ市民団体、事業者、教育関係者と協働して、女（ひと）と男（ひと）が共に心豊かな未来を創り、男女共同参画社会を実現していくことを決意し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、泉佐野市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、市民団体、事業者及び教育関係者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、男女が心豊かな未来を共に創るまちづくりに取り組むことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 協働 共通の目標を達成するために、市民、市民団体、事業者及び教育関係者（以下「市民等」という。）が市と互いの信頼関係の下、対等な関係になって協力することをいう。

(3) 市民 市内に在住、在勤又は在学をする個人をいう。

(4) 市民団体 主たる構成員が市民又は事業者である営利を目的としない団体をいう。

(5) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(6) 教育関係者 あらゆる分野において教育に携わる者をいう。

(7) ワーク・ライフ・バランス 一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすと共に、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択でき、実現できる状態をいう。

(8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。以下この号において同じ。）、恋人等の間において、相手に対して身体的、性的、心理的、経済的又は社会的に苦痛を与える暴力的行為（夫婦、恋人等が養育する子供を巻き込んだ暴力的行為を含む。）をいう。

(9) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の生活環境を害することをいう。

(10) マタニティー・ハラスメント 働く女性が、妊娠又は出産を理由に、解雇若しくは雇い止めをされること又は職場で受ける精神的若しくは肉体的な嫌がらせを受けることをいう。

(11) 性的少数者 同性愛者、両性愛者及び無性愛者である者並びに性同一性障害を含め性別違和がある者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 男女が、個人としての尊厳を重んじられ、直接的又は間接的であるかを問わず差別的取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他のあらゆる人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行が、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。

(3) 市における政策又はあらゆる分野における方針の立案及び決定に、男女が社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する者が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等の家庭生活における活動に家族の一員として役割を担い、地域、学校、職場その他の社会における活動に対等に参画することができ、ワーク・ライフ・バランスが保たれていること。

(5) あらゆる分野において、男女共同参画の推進に配慮した教育が行われること。

(6) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、マタニティ・ハラスメントその他の男女共同参画を阻害する形態の暴力的行為が犯罪又は人権侵害であるとの認識の下、その根絶をめざすこと。

(7) 男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、妊娠、出産等性と生殖に関してそれぞれの意思や権利が尊重され、生涯にわたり心身の健康を保持できるようにすること。

(8) 男女共同参画の推進に関する取組を、多文化共生の視点に配慮するなど国際社会における取組と協調して行うこと。

(9) 防災及び防犯等の分野において、男女共同参画の視点に配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画推進施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関し、国及び大阪府その他の地方公共団体と連携を図るとともに、男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市民等と協働しなければならない。

(市民、市民団体及び教育関係者の責務)

第5条 市民、市民団体及び教育関係者は、男女共同参画について理解を深め、あらゆる分野において積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、様々な機会において男女の対等な参画機会が確保されるように努めなければならない。

2 事業者は、ワーク・ライフ・バランスを実現できる就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市及び市民等との連携を図るとともに、市及び市民等が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、あらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず、次に掲げる人権侵害を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス
- (4) マタニティー・ハラスメント
- (5) 性的少数者への差別的取扱い

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、基本理念に反する表現、男女間の暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現、その他人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(推進計画の策定等)

第9条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的に実施するため、男女共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、推進計画の策定に当たっては、関係機関と連携するとともに、泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会及び市民等から意見を聴取するものとする。

3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

5 推進計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定による市町村男女共同参画計画とする。

(施策の策定に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(拠点施設の整備)

第11条 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施するとともに、市民等による男女共同参画の取組を支援するため、施設の整備及び充実に努めるものとする。

(広報活動等)

第12条 市は、男女共同参画の推進について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発活動を行うとともに、必要な支援及び情報提供を行うものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画推進施策の策定及び実施のため、必要な調査研究を行うものとする。

(活動等への支援)

第14条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動及び取組を支援するため、必要な措置を講じるものとする。

(意見、提案等の申出)

第15条 市民等は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に意見の申出をすることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、男女共同参画の推進に資するよう迅速かつ適切に対応するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

(積極的格差改善措置)

第16条 市は、あらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民等と協力して、積極的に男女間における格差改善措置を講ずるものとする。

(相談及び支援)

第17条 市長は、市民等から、性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する人権侵害について相談を受けたときは、相談体制、支援策その他必要な情報の提供を行うとともに、これらの人権侵害を防止する施策を講じなければならない。

2 市長は、男女共同参画の推進を阻害する人権侵害に関する被害を受けた者に対し、必要な支援又は救済措置を講じるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に際し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する計画であつて、推進計画に相当するものは、第10条の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

○名称について

候補1 正式名称 (泉佐野市男女共同参画推進条例)

愛称 (いずみさの未来づくり条例)

(いずみさの未来づくり女(ひと)男(ひと)条例)

候補2 正式名称 (泉佐野市男女共同参画まちづくり条例)

愛称 (いずみさの女(ひと)男(ひと)条例)